

喫煙マナーについて（受付日：令和 7 年 6 月 5 日）

Q 歩きたばこをする人や吸い殻のポイ捨てをよく見かける。
喫煙マナーの向上に関する取り組みを強化して欲しい。

A 令和 2 年 4 月、健康増進法の一部を改正する法律が施行されました。これは、望まない受動喫煙の防止を図るという観点から施設の種類や場所ごとに対策を実施していくもので、多数の利用者がいる施設や飲食店等においては、原則屋内禁煙となりました。

本市では、望まない受動喫煙を生じさせない為、通路、出入口、子どものいる空間などから屋外喫煙場所を 10 m 以上離す「10メートルルール」や「屋外喫煙場所を設置する際の配慮義務」の周知啓発等を実施してきたところです。

また、「宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例」（ポイ捨て等禁止条例）に基づき、地域における環境美化の推進とマナーの向上に努めています。

歩きたばこ及び吸い殻のポイ捨てについては、「ポイ捨て等禁止条例」において禁止されていることから、市ウェブサイトへの掲載や地域行事での啓発を行うことにより、当該条例を周知し、喫煙マナーの向上について市民の皆様に対するご理解とご協力を求めているところですが、近年は健康意識の高まりもあり、人の交流が多い場所や、時間帯などにおける禁煙や喫煙マナーのより一層の徹底を求める声が寄せられています。さらに、人が多く集まる場に喫煙所がないことが、結果、路上等での喫煙を招き、ポイ捨てによる環境悪化を助長している側面もあると認識しているところです。

このようなことから、今後も、人が集まる状況下での禁煙や喫煙マナー、受動喫煙防止に関して、より一層啓発を強化する

など、受動喫煙防止に向けた環境づくりに努めるとともに、まちづくりや健康づくりなどの観点から、屋外での喫煙禁止区域の設定や分煙施設の在り方など、組織横断的に検討を進めていく予定としています。

健康福祉部健康増進課
市民環境部環境政策課